

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、利根川茂君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 利 根 川 受付番号第1号、質問議員第7番 利根川茂。件名、障害者差別解消法の対応は！

我が国の政府は、平成26年の国連の障害者権利条約を批准し、それに合わせ平成28年4月1日より「障害者差別解消法」が施行されました。

これにより、行政機関・民間企業は、障がいを理由に差別的取り扱いが禁止されます。特に、行政には「合理的配慮の提供」が義務づけられ、県や他の市町村では「サポートブック」を作成し、障がい者への対応時の職員教育・研修に取り組んでいます。

本町においての状況を町長よりお聞かせください。以上でございます。

町 長 それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

障がい児・者福祉施策に対しましては、議員の皆様のお理解と御協力をいただき、円滑に実施できていますことを、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

障害者差別解消法は、平成25年6月に制定され、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指して、平成28年4月1日に施行されました。

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な条項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における、障がいを理由とする差別の解消をするための措置などについて定めることによって、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらともに生きる社会をつくることを目指しております。

議員の皆様におかれましては、広報まつだ4月号にその概要を掲載させていただいておりましたので、一読いただいたものと存じます。

さて、松田町において「松田町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を松田町訓令第3号として平成28年4月1日に施行いたしました。職員全員が閲覧できるパソコン上の掲示板に、この対応要領に加え、

「障害者差別解消法職員対応マニュアル」もあわせて掲示し、職員研修までの間に自己学習に資するよう配慮いたしました。「障害者差別解消法職員対応マニュアル」は、障がい者の特性に合わせた対応マニュアルとなっております。職員研修におきましては、新採用職員等への研修にあわせて、先日、5月10日に研修の第1回を実施しました。内容といたしましては、対応要領、マニュアルの内容説明のほか、新採用職員には車いすの移動介助等の実習を行いました。坂道を下る場面を想定し、後方に注意しながら後ろ向きで移動する実技を行いました。車いすに乗っている職員は後方の移動の怖さをみずから体験し、今後の対応に活かすことといたしております。また、この研修では、神奈川県で作成いたしました「障害のある方へのサポートブック県職員向け」などを活用して、案内、誘導や相談・説明、手続などの場面に対する際に配慮する内容も伝えております。

松田町では、「オール松田おもてなし宣言」を行いました。その条文の中にある「温かな心づかいで、おもてなし」「安全・安心なユニバーサルデザインで、おもてなし」は、障がいのある方へのサポート時の配慮につながるものとなっております。

ユニバーサルデザインについては、松田町役場自体がハートビル法に基づいた施設であり、オストメイト対応ができる「みんなのトイレ」や視覚障がい者への点字ブロック、歩行困難者への手すり、エレベーターなどの設備があり、ハード面でも配慮を行っております。また、お気づきかと思いますが、要所要所に点字による表示がございます。今後、福祉課の窓口には、コミュニケーション支援において「会話の見える化のためにユニバーサルデザインアプリを入れたタブレット」や「聴こえについて困っている方のための会話支持機能のあるコミュニケーションサポートシステム」といったユニバーサル対応機器も設置するように行います。

松田町役場といたしましても、「障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為の禁止」や、「障がい者に対する合理的配慮を行う法的義務」を履行し、適切な障がい者支援に取り組んでまいります。

また、基盤整備においても、新松田駅周辺を核としたまちづくり整備を初め、ユニバーサルデザインに基づいたれもが住みやすい環境整備に取り組み、共生のまちづくりを進めてまいります。

なお、町民の皆様方にも心のバリアフリーという概念をお持ちいただけるように、障がいのある方への適切なサポートを啓発するなど、社会福祉協議会とも協働して、「みんなが支え合う街」づくりを推進し、今年度は、手話普及啓発事業にも取り組んでまいります。

議員の皆様方にも、御理解、御協力をお願いいたします。以上でございます。

7 番 利 根 川 　　るる、説明いただきまして、よくわかりました。本町には500名を超える心身障がい児・者がいらっしゃいます。第一線に立つ職員の皆さん方をお願いしたいんですけども、この法律の中で「合理的配慮の提供」ということが強く言われております。研修でも受けたと思いますけれども、この「合理的配慮の提供」というのは、窓口は非常に広く感じられるわけでございます。今後、今、町長が御回答いただきました内容に従ってですね、心身障がい児・者に対する対応を十分配慮されるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

所要時間20分以上残しておりますけれども、早いのが取り柄の私でございますが、これで結構でございます。以上、ありがとうございました。